

松山市公営企業局建設工事等入札参加者心得
(電子入札以外の案件用)

(趣旨)

第1条 松山市公営企業局が発注する建設工事等(建設工事及び建設工事の設計, 測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託をいう。以下同じ。)に係る競争入札において, 電子入札システムを利用して参加する者が守らなければならない事項は, 関係法令及び別に定めるもののほか, この心得の定めるところによる。

(入札に参加できる者)

第2条 入札に参加できる者は, 次の条件を満たす者とする。

- (1) 松山市公営企業局建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 松山市公営企業局から, 入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)に係る以下の者でないこと。
 - ア 暴力団員等(役員等(業務を執行する社員, 取締役, 執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役, 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず, 法人に対し業務を執行する社員, 取締役, 執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。))がこれに該当する場合を含む。)
 - イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者(役員等がこれに該当する場合を含む。)
 - ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者(役員等がこれに該当する場合を含む。)
- (4) 入札に参加しようとする者の間に, 資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 電子入札利用者登録を完了していること(変更等でICカードが未到着であることにより利用者登録ができない場合を除く。)
- (6) 一般競争入札において, 次のいずれかの条件に関し, 必要と認めて設定した入札参加資格を満たしていること。
 - ア 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分
 - イ 測量法の規定による登録
 - ウ 建築士法の規定による登録
 - エ 建設コンサルタント登録規程による登録
 - オ 地質調査業者登録規程による登録
 - カ 登録業種の格付等級

- キ 施工又は履行実績及び技術者の配置等
- ク 経営事項審査の結果
- ケ 地域要件が指定されている場合は、別表1「地区別町名一覧表（地域要件）」に定める地区に本店を有すること。
- コ 当該建設工事等に対応する同種工事の工事成績又は同種業務の業務成績
- サ その他管理者が必要と認める要件を満たしていること。

※ (1)及び(2)については、当該建設工事等の公告日において満たされていること。

※ (3), (4), (5)及び(6)については、当該建設工事等の入札参加申請時において満たされていること。

【(4)の入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札制限について】

次のいずれかに該当する場合（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合）は、当該関係のある者が行った入札は無効とする。

I. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は②の子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社若しくは民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

①親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

II. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

III. その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

※役員とは、次の者をいう。

- ・会社の代表権を有する取締役

- ・取締役（委員会設置会社の取締役及び社外取締役を除く。）
- ・委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【(6) キの施工又は履行実績について】

I. 求められた工種（業種），規模等に対応する施工（履行）実績（工事（業務）が完成し，かつ引渡し完了したものに限る。）を有すること。

※ 一般競争入札実施要領〔企業局〕に定める「入札参加資格審査資料（施工・履行実績）」（第2号様式）に必要事項を記載し，添付書類と併せて提出すること。

II. 施工内容の欄に記載した内容を確認できる書類を添付すること。

① 施工実績を証明するものとしては，（一財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」の登録内容確認書（竣工登録されたものに限る。）又は竣工時工事カルテの写しを添付すること。ただし，CORINSにおいて，受注登録のみの登録内容確認書又は受注登録の工事カルテの写しの場合，写しとともに契約書（当初及び変更），工事概要書等で竣工時の内容が証明できる書類を添付すること。

② 入札参加条件とした施工実績の内容がCORINS で確認できない場合は，必要に応じて契約書の写し，設計図書，仕様書等も併せて添付すること。

※ 平成14年9月30日以前に着工した請負金額500万円以上2500万円未満の工事の施工実績を証明するものについては，下記の書類のいずれかの添付をもって替えることができる。

- ・契約書の写し及び工事概要が記載されている設計図書又は仕様書等の写し
- ・発注機関が発行する施工実績証明書

※詳細については公告を確認すること。

III. 履行内容の欄に記載した内容を確認できる書類を添付すること。

① 履行実績を証明するものとして，（一財）日本建設情報総合センターの業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）に登録されたもののうち，業務が完了し，引渡しが完了したものの登録内容確認書（完了登録）又は完了時業務カルテの写しを添付すること。

② （一社）公共建築協会の公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という。）に登録されたもののうち，業務が完了し，引渡しが完了したものの完了時業務カルテの写しを添付すること。

③ 入札参加条件とした履行実績がTECRIS又はPUBDISに登録がないものについては，業務が完了し，引渡しが完了したものの業務委託契約書（当初及び変更

後)の写し、業務概要が記載されている設計図書又は仕様書等の写し、発注者の履行証明書並びに図面等で完了時の業務概要及び契約金額が分かるものを添付すること。

※ 詳細については公告を確認すること。

【(6)キの技術者の配置について】

I. 工事案件に対応する資格を有する技術者を施工現場に配置できること。

一般競争入札実施要領〔企業局〕に定める「入札参加資格審査資料（工事）（配置予定技術者の資格・施工実績）」（第3号様式）に必要事項を記載し、添付書類と併せて提出すること。

※ 技術者の施工実績を証明するものとして、原則CORINSに限定する。ただし、入札参加条件とした施工実績の内容がCORINSで確認できない場合は、必要に応じて契約書の写し、設計図書、仕様書、技術者届等も併せて添付すること。（技術者の施工実績が確認できるものに限る。）

※ 施工実績は、原則、工期の2分の1以上の間従事したものであること。

※ 担当技術者としての施工実績は認めない。

II. 建設工事に係る委託業務案件に対応する資格を有する技術者を、配置できること。

一般競争入札実施要領〔企業局〕に定める「入札参加資格審査資料（委託業務）（配置予定技術者の資格・履行実績）」（第3号様式の2）に必要事項を記載し、添付書類と併せて提出すること。

※ 技術者の履行実績を証明するものとして、TECRIS又はPUBDISに登録がないものについては、業務が完了し引渡しが完了したもので、業務委託契約書（当初及び変更後）の写し及び業務概要が記載されている設計図書又は仕様書等の写し、発注者の履行証明書、図面、技術者届等で完了時の業務概要、契約金額、履行内容がわかるものを添付すること。（技術者の履行実績が確認できるものに限る。）

※ 入札参加条件とした、管理技術者、照査技術者、担当技術者それぞれの履行実績が確認できるものを添付すること。

III. 技術者の複数申請については、次のとおりとすること。

- ① 一般競争入札の参加申請時において、配置予定技術者は一つの案件に2名まで申請することができる。この場合において、一般競争入札実施要領〔企業局〕に定める「入札参加資格審査資料（配置予定技術者の資格・施工実績）」（第3号様式）及び「入札参加資格審査資料（配置予定技術者の資格・履行実績）」（第3号様式の2）は、申請する配置予定技術者ごとに作成するこ

と。

- ② 落札者となった者は、落札決定日の翌日（翌日が休日に当たる場合はその翌日）17時までに一般競争入札実施要領〔企業局〕に定める「配置技術者通知書」（第6号様式）を持参又はファクシミリ（FAX番号089-948-0335）で契約管理課に届けること。

IV. 配置予定技術者が、公告日以前より継続して雇用されていること。

ただし、請負予定金額3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上の建設工事の一般競争入札の配置予定技術者については、公告日以前に3か月以上の雇用関係があること。

V. 継続雇用を証する書類として、下記のいずれかの書類を添付し提出すること。

- ア. 事業所名の記載されている健康保険被保険者証の写し
- イ. 国民健康保険被保険者証の写し及び所轄社会保険事務所長から承認を受けた健康保険被保険者適用除外承認証の写し
- ウ. 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- エ. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

VI. 建設工事に係る技術者の重複については、次のとおりとすること。

① 開札日が同日の場合

入札参加者は、開札日が同日の案件に複数参加する際に、建設業法（昭和24年法律第100号）により主任技術者等の専任の配置が求められる案件が含まれている場合は、入札参加申請を行おうとする他の案件と配置予定技術者を重複させないこと（重複している全案件を失格とする。）。

ただし、主任技術者等の専任の配置が求められる案件に2名の配置予定技術者を申請し、落札時において専任の配置が確保できる場合は、他の案件と同一の技術者を配置予定技術者として提出することができる。

建設業法により主任技術者等の専任の配置が求められない案件に対しては、同一の技術者を配置予定技術者として提出することができる。

② 開札日が異なる場合

入札参加者は、開札日が異なる複数の案件において同一の技術者を配置予定技術者として提出することができる。

ただし、建設業法により主任技術者等の専任の配置が求められる案件がある場合において、落札候補者となったことにより専任の配置が確保できなくなったときは、辞退するものとし、辞退できないものにあつては失格とする。

③ 一抜け方式案件における同一技術者の申請について

一般競争入札案件において、先に入札を執行した同種工事の落札者が、他

の入札に参加できない方式（「一抜け方式」という）に付する複数の案件に参加する場合には、建設業法により主任技術者等の専任の配置が求められる当該複数の案件においても同一の技術者を配置予定技術者とすることができる。

④ 技術者の重複制限期間

配置予定技術者は、建設業法により専任が求められる場合にあっては、他の建設工事に従事している間は重複させてはならない。この場合において、従事している間とは、原則として、工事完成検査終了の日までをいうものとし、開札日において重複していないこと。

⑤ 現場代理人の常駐緩和の運用基準による兼務申請については、次のとおりとすること。

他工事の現場代理人に従事し、工事請負契約における現場代理人の常駐緩和の運用基準により兼務が認められる者を配置予定技術者として申請する場合は、一般競争入札実施要領〔企業局〕に定める「入札参加資格審査資料（配置予定技術者の資格・施工実績）」（第3号様式）に現在の他工事への従事の有無、従事工事件名及び従事役職名を記入し、落札した場合は契約日までに「現場代理人兼務届」を契約管理課へ提出すること。

VII. 入札参加申請時に提出した配置予定技術者の変更は認めない。ただし、病気、死亡、退職、その他特別な場合に、松山市公営企業局と協議し承諾を得た場合は、この限りではない。なお、変更する場合は、入札参加申請時に提出した技術者と同等以上の者としなければならない。

VIII. 現場代理人として工事に従事している間は、原則として、当該工事が完成し、かつ引渡しが完了するまでは、他の工事の現場代理人又は配置技術者になることはできない（開札日において重複してはならない。）。ただし、工事請負契約における現場代理人の常駐緩和の運用基準により兼務が認められた場合はこの限りでない。なお、現場代理人は契約日以前から継続して雇用されていること。

IX. 余裕工期設定工事についての配置予定技術者及び現場代理人の配置については、IからVIIIの規定に関わらず、次のとおりとする。

① 技術者を2名申請した場合で落札者となった者は、工事開始日の前日までに、一般競争入札実施要領に定める「配置技術者通知書」（第6号様式）を持参又はファクシミリ（FAX番号089-948-0335）で契約管理課に届けること。

② 技術者の重複については、次のとおりとする。

1) 開札日が同日の場合で、主任技術者等の専任の配置が求められる案件に2名の配置予定技術者を申請し、工事開始日において専任の配置が確保できる

場合は、他の案件と同一の技術者を配置予定技術者として提出することができる。

- 2) 配置予定技術者は、工事開始日において重複していないこと。
- 3) 現場代理人として工事に従事している間は、原則として、当該工事が完成し、かつ引渡し完了するまでは、他の工事の現場代理人又は配置技術者になることはできない（工事開始日において重複してはならない。）。

（公告及び業務内容の確認）

第3条 入札参加者は、松山市契約規則、公告（指名競争入札にあつては、指名入札通知書）、設計図書等を確認し、当該入札案件の諸条件を十分理解した上で入札に参加すること。

- 2 入札案件について疑義があるときは、公告に記載されている期限まで（指名競争入札にあつては入札締切日の前々日まで）に持参又はファクシミリ（FAX 番号 089-948-0335）により質問書を契約管理課へ提出すること。質問書の様式は、一般競争入札で使用する「質疑応答書」（第5号様式）を使用し、押印をすること。また、質問書に対する回答は入札情報公開システムの予定情報にて行う。

（設計図書等について）

第4条 設計図書等については、以下のとおりとする。

- 1 電子頒布（入札情報公開システムから設計図書等をダウンロードする。）
インターネットを使用し、「入札情報公開システム」の「予定情報」から設計図書等をダウンロードし保存しておくこと。
ただし、自らのパソコン障害等で設計図書等のダウンロードができず貸与を希望する場合は、設計図書等貸与申請書（様式1）を開札日の前日（平日の執務時間内に限る。）までに提出した者に対し、当日（17時まで）に限り貸与する。
- 2 閲覧
設計図書等の閲覧は、契約管理課において、開札日の前日（平日の執務時間内に限る。）までとする。

（入札の辞退）

第5条 入札参加者は、入札書を提出（郵便による入札を指定しているときは投函）するまでは、入札を辞退することができる。ただし、入札書提出後の辞退は認めない。

- 2 前項の規定により、入札参加者が入札を辞退しようとするときは、次の方法により申し出なければならない。
 - (1) 入札執行前においては、なるべく早い時期に、辞退理由を付した入札辞退届を契約管

理課へ直接持参若しくは郵送（開札日時までに到達するものに限る。）すること。

(2) 入札執行中においては、その旨を明記した入札書を、入札執行者に提出すること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の規律）

第7条 入札参加者は、1業者1名とする。

2 入札参加資格者でなければ、入札執行の場所に立ち入ることができない。

3 入札日時に出席していない入札参加者は、入札に参加できない。

4 入札参加者は、入札執行者の指示に従わなければならない。

5 妨害の行為があると認められる者は、入札に参加できない。

6 入札参加者は、入札室において、私語、名刺交換及び情報通信機器等の使用をしてはならない。

（入札の中止等）

第8条 次のいずれかに該当する場合は、入札を延期又は中止することができる。

(1) 天災その他やむを得ない理由がある場合

(2) 入札に関し不正の行為があると認められる等明らかに競争の実効がないと認められる場合

(3) 入札参加者が2者未満の場合。ただし、一般競争入札で管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

(4) その他適正な入札の執行ができないおそれのある場合

2 前項において、入札参加者が損失を受けても松山市公営企業局は賠償の責を負わない。

（入札の手続）

第9条 入札参加者は、指定の日時及び場所に本人又は代理人が出席し、入札書を封筒に入れて提出しなければならない。ただし、郵便による入札を指定している場合は、当該入札書を

指定した到着期限までに郵送（一般書留又は簡易書留）しなければならない。

- 2 代理人が入札しようとするときは、入札開始前に委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又は代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理人となることができない。
- 4 入札書には、次の各号に掲げる事項を記入し、押印しなければならない。（代理人が入札しようとするときは、委任状に押してある代理人の印鑑と同じ印鑑を押印すること。）
 - (1) 入札年月日
 - (2) 入札参加者の住所
 - (3) 商号又は名称
 - (4) 代表者役職名
 - (5) 代表者氏名（委任を受けた者にあつては、代理人の氏名も併記）
 - (6) 件名
 - (7) 入札金額
 - (8) その他、入札執行者が指示する事項
- 5 提出した入札書は、撤回をすることができない。

（入札金額等の記載要領）

第10条 入札参加者は、次の各号に掲げる方法により入札金額を記載しなければならない。

- (1) 落札金額は、入札金額に当該入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。従って、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、予定価格の算定にあたって消費税（地方消費税を含む）を8パーセントで算定している案件については、落札金額は、入札金額に当該入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするものとし、この場合、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。
- (3) 入札書の入札金額及び頭数字の前に記載する¥は、1字ずつ各枠線内に記載すること。
- (4) 入札書に記載した事項を訂正するときは、その箇所に2重線を引き、押印しなければならない。ただし、氏名及び入札金額の訂正は認めない。

（入札の無効）

第11条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 松山市契約規則に違反した者がした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- (5) 不正の行為があった入札
- (6) 入札金額及び件名が解読し難い入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 氏名又は入札金額を訂正した入札
- (9) 委任状の提出がない代理人のした入札
- (10) 予定価格を上回る金額でした入札
- (11) 上記に掲げるもののほか、その他入札事項に違反した者がした入札

(失 格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた案件において、開札の結果、最低制限価格に満たない金額で入札をした者
- (2) 調査基準価格を設けた案件において、入札金額が調査基準価格を下回った場合に、当該入札者の工事費内訳書が「松山市公営企業局低入札価格調査実施要領」別表1の「工事費内訳書の検討に係る判定基準」を満たしていないもの。
- (3) 一般競争入札において、入札参加申請時から継続して契約締結までに入札参加条件を満たさない者
- (4) 内訳書の提出を求める案件において、内訳書が添付されていないもの。
- (5) 内訳書の内容に不備（必要な項目又は金額が明記されていないもの、内訳書と入札書の金額が一致しないもの、項目ごとの金額の計に著しい相違があるもの等）があるもの。
- (6) 公告において求める資料が添付されていないもの又は添付された資料の文字・数字等が判読できないもの。

(入札回数及び不調時の措置)

第13条 入札の回数は、1回とする。

2 入札が不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札で設計図書に変更がないときは、入札参加条件の一部又は全部を変更して再入札をする。
- (2) 一般競争入札で設計図書に変更があるときは、当初の入札参加条件で再入札をする。た

だし、管理者が必要と認めたときは、一部又は全部の入札参加条件を変更することができる。

- (3) 指名競争入札で設計図書に変更がないときは、入札参加者全部の指名替えをして再入札をする。ただし、管理者が必要と認めたときは、一部の指名替えで再入札をすることができる。
- (4) 指名競争入札で設計図書に変更があるときは、当初の入札参加者で再入札をする。ただし、管理者が必要と認めたときは、一部又は全部の指名替えをすることができる。

(落札者の決定)

第14条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。

- 2 最低制限価格を設けた案件において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- 3 調査基準価格を設けた案件において、調査基準価格を下回った入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、その者によりその価格で当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定する。
 - (1) 調査の結果、最低応札者を落札者としなかった場合において、次順位者にあってもなお、調査基準価格未満であった場合は、次順位者においても、低入札価格調査を行う。
 - (2) 調査基準価格未満の入札を行った者は、上記の調査に協力しなければならない。
- 4 落札者に対する設計図書等の紙媒体での配付は行わない。入札参加申請時に設計図書等を必ずダウンロードし保存しておくこと。

(落札となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価格の入札参加者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。

(落札者の決定の特例)

第16条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

- (1) その者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるとき。

(落札決定後の契約辞退)

第17条 落札者は、落札決定後、原則として契約の辞退を申し出ることができないものとし、落札者が落札決定後に契約の辞退を申し出た場合は、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を行う。

(契約の締結)

第18条 落札決定を受けた者は、決定日から7日以内（土・日・祝祭日を除く）に契約を締結しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りではない。

2 落札者が、契約締結までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

(異議の申し立て)

第19条 入札参加者は、入札後、この心得その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(契約締結後の提出書類)

第20条 請負者は、工事担当課から求められた書類を、指示された期間内に工事担当課に提出しなければならない。

2 請負者は、建設工事等に係る指名競争入札案件について、主任技術者届又は業務主任者通知書等の書類を工事担当課に提出する際に、次の各号に規定する現場代理人及び配置技術者との雇用関係が確認できる書類を併せて提出しなければならない。なお、現場代理人は契約日以前（余裕工期設定工事にあつては工事開始日以前）から継続して雇用されていること。

- (1) 事業所名の記載されている健康保険被保険者証の写し
- (2) 国民健康保険被保険者証の写し及び所轄社会保険事務所長から承認を受けた健康保険被保険者適用除外承認証の写し
- (3) 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- (4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約締結時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、設計金額が130万円以下の建設工事、又は設計金額が100万円未満の建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託については、この限りでない。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。ただし、低入札価格調査を受けた者は、契約保証金の保証割合を100分の30以上とする。

3 契約保証金の納付は、金融機関もしくは前払金保証事業会社の保証をもって代えることが

できる。また、落札者が保険会社との間に松山市公営企業局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除する。

※損害保険会社の「公共工事履行保証」及び「履行保証保険」は「定額てん補」とする。なお、「履行保証保険」の場合「保険責任の始期及び終期に関する特約条項」は付さないこと。

4 契約保証の種類は1種類とし、2種類以上の保証の併用は認めない。

(契約保証金の返還)

第22条 請負者が契約時に現金で契約保証金を納付している場合は、完成検査が終了し、完成検査済書を受取った後速やかに「契約保証金還付請求書兼領収書」を契約管理課へ提出し、保証金の返還を受けること。

(保証書の返還)

第23条 請負者が契約時に金融機関の保証書を提出している場合は、完成検査が終了し、完成検査済書を受取った後速やかに、「保証書に係る受領書」を契約管理課へ提出し、保証書の返還を受けること。

(前払金)

第24条 請負者は、下記により前払金を請求することができる。なお、請求する場合は、保証事業会社の保証証書（写しを含む。）を添付し、請求書を提出しなければならない。また、請求金額は、5万円未満は切り捨てるものとする。

- (1) 前払金は、設計金額130万円を超える建設工事において、契約金額の4割以内とする。
- (2) 前払金は、設計金額100万円以上の建設工事に係る委託において、契約金額の3割以内とする。

(中間前払金)

第25条 請負者が中間前払金を受けようとする場合は、中間前払金に係る認定の申請をしなければならない。

2 中間前払金は、設計金額130万円を超え、かつ工期が90日以上 of 建設工事で、既に当初の前払金の支払いがなされているものに限り、契約金額の2割以内の額とし、総額で契約金額の6割を超えない額とする。

3 中間前払金を受けようとする建設工事は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 工期の2分の1以上を経過していること

(2) 工程表により工期の2分の1以上を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること

4 請負者が中間前払金の認定申請に基づき、松山市公営企業局から認定通知書を受けた場合は、保証事業会社の保証証書（写しを含む）を添付し、請求書を提出するものとする。なお、請求金額は、5万円未満は切り捨てるものとする。

（経営事項審査）

第26条 松山市公営企業局から建設工事を請け負おうとする事業者は、建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受けるとともに、結果の通知後速やかにその写しを契約管理課まで提出しなければならない。

（工事等下請通知書の提出）

第27条 請負者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは「工事下請通知書」又は「再委託通知書」を、工事下請通知又は再委託通知に変更がある場合は「工事下請変更通知書」又は「再委託変更通知書」を、工事下請通知又は再委託通知の一部又は全部を取り下げる場合は「工事下請取下通知書」又は「再委託取下通知書」を、工事担当課へ直ちに届け出なければならない。

（不当介入への対応）

第28条 請負者は、暴力団、暴力団関係者（暴力団員等及び暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等からの不当介入を受けた場合は、直ちに松山市公営企業局に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 請負者が、松山市公営企業局への報告及び警察への届出を怠った場合は、入札参加資格停止等の措置を行なうことがあるので留意すること。